

公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：尾鷲市水道事業

事業名	末端給水事業 ・ 簡易水道事業 （上水道事業）		
事業開始年月日	昭和28年5月20日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	尾鷲市	職員数 (H19. 4. 1現在)	12

2 財政指標等

資本費	66円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	2,990
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	44
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.457 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率* (%)	14.1 (H19)
		経常収支比率* (%)	95.2 (H18)

3 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	尾鷲市水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	尾鷲市水道事業 尾鷲市長 伊藤 允久
既存計画との関係	尾鷲市集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	尾鷲市広報・尾鷲市HP・市議会総務産業常任委員会
基 本 方 針	過疎化に加え大口需要企業の大幅な給水量減少があるなか、老朽化が著しい施設の改良・更新事業を精査し、関係省庁との連携を図り、効率的な事業を実施すると共に更なる経費節減に努める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			251.4	251.4
	補償金免除額			40.5	41.0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			83.0	83.0

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	18,791	35,762	155,597	210,150
	簡易水道事業	63,521		95,786	159,307
合 計 (A)		82,312	35,762	251,383	369,457
国 庫 債 等 の 利 子 補 償 金 等					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		82,312		251,383	369,457

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業		7,654	82,508	90,162
合 計 (A)			7,654	82,508	90,162
国 庫 債 等 の 利 子 補 償 金 等					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			7,654	82,508	90,162

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の水道事業は、中部電力三田火力発電所や東邦石油など大口需要企業による給水収益により、水道料金は全国平均の半額以下、県下14市でも桑名市に次ぐ低料金となっていました。給水収益の30%以上を占めていた、大口需要企業による給水収益が平成15年度下半期より大幅に減益となり、平成16年度の対前年度比はマイナス49.3%、17年度では、さらにマイナス34.1%と、想定外の減益により事業運営に影響を与えることとなったため、平成17年11月に平均で32.97%の料金改定を実施したが老朽化が著しい施設の改良・更新事業は必要であり、アウトソーシングによる人件費削減等、経費節減に努めているが、過疎化による給水量減少は続くものと思われ、更なる料金改正に迫られている。</p>
経営課題	<p>課題 ① ・水道料金適正化計画の策定 過疎化による給水量減少に加え、大口需要企業の大幅な給水量減少があり、平成17年11月に料金改定を実施したが、矢ノ浜浄水場更新事業等老朽施設の改良・更新が必要であり、料金の適正化が急務となっている。</p>
	<p>課題 ② ・営業未収金削減計画の策定 不況による失業や高齢化による料金未納者対策として、営業部門の民間委託を取り入れ、営業未収金の削減を図る。また、料金納付を促すため、平成18年度にコンビニ収納サービスを導入し、現在はクレジットカード決済を検討している。</p>
	<p>課題 ③ ・資産売却等による収入 水道部所有地（遊休地）の売却や賃貸による営業外収入の確保を図る。</p>
	<p>課題 ④ ・簡易水道の統合計画 市内に点在する簡易水道（8地区）の統合については、地理的条件により困難であるため、平成28年度までを目途にソフト面の統合を図る。</p>

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	105.3	102.2	93.6	100.6	113.6	108.9	90.2	86.8	88.3	88.0
総収支比率(法適用) (%)	108.9	105.9	97.6	104.8	118.8	112.7	94.0	90.1	91.6	91.0
経常収支比率(法適用) (%)	109.1	106.0	97.8	105.0	119.1	112.9	94.1	90.2	91.7	91.2
営業収支比率(法適用) (%)	139.7	134.5	122.8	130.4	145.2	135.1	117.9	116.7	115.3	113.9
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)									3.1	13.2
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金比率	収益的収入分 (%)	3.4	3.5	3.9	3.5	3.0	1.9	1.7	1.5	1.3
	うち基準内繰入金 (%)	3.4	3.5	3.9	3.5	3.0	1.9	1.7	1.5	1.3
	うち基準外繰入金 (%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入金等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)									
	資本的収入分 (%)	5.5	18.3	8.3	8.1	5.4	1.5	52.5	48.5	49.9
	うち基準内繰入金 (%)	5.5	18.3	8.3	8.1	5.4	1.5	52.5	48.5	49.9
	うち基準外繰入金 (%)									
うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価(円/m) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成17年の料金改定時に算定期間を平成21年度までとしており、その期間内の需要量や景気動向等を踏まえ予測しつつ、浄水場や配水管等の水道施設計画を考慮し、事業を健全に運営していくために必要な資本費用を加えて算出する、総括原価方式に基づき料金を設定します。また、平成22年度には累積欠損金が計上するため、平成20年～21年度に水道料金適正化計画をまとめるとともに、市議会及び水道利用者に対する広報、広聴活動を実施し、料金改定の理解を得て、平成22年度料金改定を実施できるよう努めます。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの繰入金については、地方公営企業繰出基準内となっているが、過疎高齢化による人口減が続くなか、市財政も厳しい状況にあり、繰入金の増額は見込めない状況にあります。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成17年度(H17～H19)より老朽化した矢ノ浜浄水場の更新事業を事業費1,883,984千円(財源:起債1,827,000千円、国庫補助22,711千円、一般財源34,273千円)で着工し、平成20年3月の完成をもって、上水道の大規模工事が完了し、平成19年度に企業債残高のピークを迎え、以後減少に移りますが、簡易水道を含む各施設の耐震化が急務となっているため、収支状況を検討しながら計画的な更新を図ると共に、水道部所有地(遊休地)の売却及び賃貸借を検討します。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	予定損益において平成22年度に累積欠損金を計上することとなることから、過大な投資がないよう中・長期的な整備計画を策定し、老朽度や緊急性を十分検討し、維持管理費の縮減に努める。また、永年、大口需要企業の給水収益に依存してきた本市水道事業を広く広報するとともに、20年度に水道料金適正化計画を策定し、21年度には「尾鷲市水道料金等審議会」の答申を受け、料金改定の議決を得られるよう計画します。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	本市では、平成17年度人事院勧告及び行革推進法を踏まえ、5年間で5%以上の職員数純減を図るため定員適正化計画の見直しを行ったが、水道部では同計画にとらわれず、経費節減の一環として、アウトソーシングによる職員削減の実施。(人件費:4,500千円/1名で算定)
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	平成17年4月1日の職員数「491人」を平成22年4月1日の目標職員数「466人」とし、削減職員数「25人」、削減率5.1%の純減を図るとともに、22～23年度についても、後退することなく引き続き計画を推進する。
○ 給与のあり方	尾鷲市に準拠している。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	従前より国家公務員の給与に準拠しており、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを平成18年4月1日に図った。なお、地域手当は支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	水道部には技能労務職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特別昇給は適用していない。
◇ 福利厚生事業のあり方	文化・体育クラブの活動及びクラブが主催し実施する文化活動・体育大会の費用に対し助成している。(市 1/2補助) なお、職員個人への給付は行っていない。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の削減その他経営効率化に向けた取組	過疎高齢化や生活様式の変化等により給水量の減少は続くものと予想されるため、過大な投資がないよう検討すると伴に、中・長期的な整備計画を策定し、老朽度や緊急性を十分に検討することにより維持管理費の縮減に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	平成19年10月1日より営業部門を民間に委託し、職員2名の削減を図る。(課題②)

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	平成21年度に水道利用者及び学識経験を有する者からなる「尾鷲市水道料金等審議会」(委員12名以内)を設置し、適正な料金水準の検討を図る。(課題①)また、遊休地利用として、平成17年度から3事業所に水道部所有地を有償貸与している。(課題③)
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	広報活動はもとより広聴活動を実施し、水道利用者ニーズに応えることにより、料金改定を円滑に実施する。(課題①)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	広報紙及びホームページを利用し財政状況を公開すると共に、図形やグラフを用いた水道料金の使われ方などわかりやすい形式で公表している。(課題①)
○ 行政評価の導入	基本計画期間の取組状況について内部評価と市民評価を踏まえた専門家による総合評価をフィードバックさせ、次期基本計画に反映させている。
5 その他	簡易水道事業統合計画により簡易水道(8簡易水道)の統合を積極的に推進する。(課題④)

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	本市では、平成17年度人事院勧告及び行革推進法を踏まえ、5年間で5%以上の職員数純減を図るため定員適正化計画の見直しを行っているが、水道部では一部業務の兼務により1名を、本年度は営業部門の民間委託により2名の削減を計画している。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	未収金対策として平成19年度より営業部門の民間委託を導入し、前年比0.3%（1,700千円）以上の収納率向上を図る。また、多様化する利用者ニーズに対応するため、平成18年度よりコンビニ収納サービスを導入し、平成19年度にはクレジットカード決済導入を検討している。維持管理費等については、過大投資がないよう検討すると共に、老朽度や緊急性を検討して整備計画を策定する。また、管路診断を実施し、漏水箇所を特定することにより修繕工事の効率化と有収率向上を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、一般会計からの基準外繰り出しは解消されている。
4 その他	平成16年度に水道用地（10.38㎡）を売却し、平成17年度に1,171.24㎡を賃貸、平成18年度には更に3,020.59㎡を賃貸している。今後も水道部所有地（遊休地）を精査し、積極的な売却、賃貸を検討する。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
②	料金改定率					32.97%								
	改善額 (料金の適正化) ※1					25	84	109	86.0	83.0	81.0	78.0	76.0	404.0
②	未収金の徴収対策													
	改善額								0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	4.5
	一般会計負担金の額													
	改善額 (負担金の確保等)													
④	資産の有効活用													
	改善額 (収入増額)			1	3	8	12	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	40.0	
	その他 ()													
	改善額													
【経費の削減】														
①	職員給与費の適正化													
	職員給与費 (退職手当以外)				職員1名削減	職員1名削減		職員2名削減						
	改善額				4.5	9	9	22.5	11.0	18.0	18.0	18.0	18.0	83.0
	給与水準													
	改善額													
	その他 ()													
	改善額													
	職員給与費 (退職手当)													
①	職員数 (人)	14	14	13	12	12		12	10	10	10	10		
	増減数 (人)			-1	-1		-2		-2				-2	
	維持管理費等													
	改善額 (適正化)													
	工事コスト ※2													
	改善額 (縮減額)													
	その他 ()													
	改善額													
	累積欠損金比率											3.1	13.2	
	増減											3.1	10.1	
	企業債現在高	2770	2706	2757	2816	2990		4164	4003	3869	3737	3605		
	増減		-64	51	59	174		1174	-161	-134	-132	-132		
	計画前5年間改善額 合計						143.5						531.5	
	(参考) 補償金免除額												40.5	

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	24	24	23	23	23	23	22	22	22	21
年間総有収水量 (千m ³)	4,732	4,560	4,053	3,808	3,660	3,550	3,444	3,341	3,240	3,143
公称施設能力 (m ³ /日)	23,078	23,078	23,078	23,078	23,078	23,078	23,078	23,078	23,078	23,078
1日最大配水量 (m ³ /日)	21,035	20,162	22,041	17,027	18,312	20,059	20,059	20,061	20,081	20,087
最大稼働率 (%)	91.1	87.4	95.5	73.8	79.3	86.9	86.9	86.9	87.0	87.0
供給単価 (円/m ³)	109.4	109.3	107.1	120.6	141.5	146.5	150.2	154.1	158.1	162.2
給水原価 (円/m ³)	103.9	107.0	114.4	119.9	124.5	134.5	166.5	177.5	179	184.3

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

本市は、尾鷲湾をはじめとして、海岸部は典型的なリアス式海岸となっており、総面積の90%が山林という自然条件で、8地区に簡易水道が点在しており、ハード面の統合は困難と思われるが、料金体系は統一されており、施設管理も実質一元化されているため、平成20年完成予定の矢ノ浜浄水場への庁舎移転を待って、職員の適性配置等を検討し、平成28年度までを目途に認可変更を検討する。